

西和賀町への移住・就職で 最大100万円を支給いたします！

2人以上の世帯の場合の移住⇒100万円

単身での移住⇒60万円



マッチングサイトの
掲載求人に応募・就職



※暫定マッチングサイト
いわてUIターンシステム

東京圏から西和賀町へ移住

西和賀町から
移住支援金を
支給

※移住・就業3か月後に西和賀町に申請

求人情報・お問い合わせなど気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

西和賀町ふるさと振興課(岩手県和賀郡西和賀町川尻40-40-71)

TEL : 0197-82-3285

Eメール : furusatoshinkou@town.nishiwaga.lg.jp



『岩手県移住支援事業』について

◇東京一極集中の是正及び本県中小企業等の人手不足解消のため、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する移住支援金(最大100万円)を支給する事業です。

支給額について

- ①世帯での移住の場合：100万円
- ②単身での移住の場合：60万円
- ③起業の場合は、最大100万円の移住支援金に加え、最大200万円の起業支援金事業の対象となります。（※起業支援金の詳細については後日公表となります。）

支給対象者の要件Q&A 下記の(1)～(3)全てに該当する方が対象となります。

[Q.対象条件を教えてください]

A.(1)東京23区の在住者又は通勤していた方（直近5年以上）

※移住直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた方又は、移住直前に、連続して5年以上、東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、かつ東京23区に通勤していた方が対象となります。

(2)岩手県内へ移住する方

[Q.いつ移住しても対象になりますか？]

A.平成31年4月1日以降に転入した方又は、申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思がある方などが対象となります。

[Q.申請のタイミングを教えてください]

A.移住(転入)後3か月以上1年以内に移住先の各市町村担当課へ申請下さい。

[Q.岩手県のどの市町村が対象なの？]

A.岩手県内の市町村であればすべて対象です。

[Q.移住のほかに条件はありますか？]

**A.(3)岩手県がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人
に就業した方又は、起業支援金の交付決定を受けた方が対象となります。**

※岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人の求人であること。
（官公庁や大企業は対象外）

※就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないことが条件です。

[Q.就業に関する対象条件はありますか？]

**A.週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時に
当該法人に連続して3か月以上在職していることが条件です。**

※当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している方。

（3年未満で岩手県から転出した場合は全額返金、3年以上5年以内に転出した場合は半額返金となりますのでご留意ください。）

※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。